

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第154回）議事概要

1 日 時

令和7年3月26日（水）10時00分～11時05分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子

（以上8名）

（2）総務省

井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、
齊藤料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐
五十嵐電気通信技術システム課長、柴田電気通信技術システム課企画官、
吉田電気通信技術システム課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
望月基盤整備促進課課長補佐

（3）事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3191号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項に基づく接
続約款の変更の認可について、答申をしたもの。

イ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について【諮問第3192号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、モバイル接続料の費用配賦見直しの議論等を踏まえた規定の整備について、答申をしたもの。

ウ 電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について
【諮問第 3 1 9 3 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり指定することが適当との答申をした。

【内容】

電気通信事業法第 169 条第 1 号の規定に基づき、同法第 108 条第 1 項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について、答申をしたもの。

エ 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について **【諮問第 3 1 9 5 号】**

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

非常時における事業者間ローミングの実施開始に向けた、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の改正について、答申をしたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 石井・澁谷

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp